

甲賀市の人権に関する総合計画 策定方針

甲賀市

甲賀市の人権に関する総合計画の策定方針

1. 計画策定の趣旨

当市では、平成16年12月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、この条例が目指す部落差別をはじめとするあらゆる差別のない、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの理念を実現するため、平成20年4月に甲賀市人権総合計画、平成20年5月に甲賀市同和対策基本計画、平成21年3月に甲賀市人権教育基本計画を策定しました。

その後、これら3つの計画を基に、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「外国人」などに関する人権課題の解決に向けた施策を推進してきました。

同和問題については、平成14年3月末に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効した後も、市では、自立に向けた事業や啓発活動とともに、住民交流を積極的に行うことにより、同和問題の理解とその解消に努めてきました。

平成28年度末で甲賀市人権総合計画、甲賀市同和対策基本計画、甲賀市人権教育基本計画の計画期間が終了することから、今日の状況を踏まえ、様々な人権課題の解決を目指す総合的な取り組みをさらに強化していくため、甲賀市の人権に関する総合計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、条例がめざす人権尊重のまちづくりの理念を具体化し、法務省が主な人権課題とする17項目を基本に、外国籍住民が多いなどの甲賀市の特性や子どもの虐待相談やいじめ認知件数の増加などの状況も踏まえ、人権施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

また、国及び滋賀県が策定した関連計画及び甲賀市総合計画をはじめ、市が策定している他の構想・計画・指針等と整合性を図り策定します。

3. 計画期間

人権に関する総合計画については、計画期間を甲賀市総合計画の改訂時期と整合させて、12年間とし、4年ごとに見直しができることとします。

4. 市民参画および策定体制

(1) 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会

条例第9条に基づき設置するもので、学識経験者と区長連合会・人権擁護委員・人権教育推進協議会等の団体から推薦を受けた委員で構成し、審議を行います。

(2) 市民参画

人権に関する市民の意識等を把握するため、「市民意識調査」を実施するとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴取し、市民参画を進めます。

(3) 庁内体制

庁内においては「人権尊重のまちづくり推進本部」で、計画策定に向けて検討を行います。

5. 計画策定のスケジュール

平成27年10月	第1回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会の開催 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会への諮問 (甲賀市人権に関する総合計画の策定について)
平成27年11月	市民意識調査
平成28年12月	パブリックコメント
平成29年2月	甲賀市人権尊重のまちづくり審議会からの答申
平成29年3月	甲賀市の人権に関する総合計画策定
平成29年4月	甲賀市の人権に関する総合計画の施行